（全日制・定時制課程）

# 令和３年度 高等学校等就学支援金制度のお知らせ

岐阜県教育委員会

## 就学支援金制度の概要について

### 1　制度の趣旨

高等学校授業料に充てる就学支援金を支給することにより、高等学校等教育に係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

### 2　就学支援金の受給要件（対象者）

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。
ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

・保護者等の市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額の合計が 304,200 円以上の方（世帯の年収目安約 910 万円以上の方）
・高校等（修業年限が３年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
・高校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方
・専攻科及び別科に在学している生徒、科目履修生、聴講生

### 3 支給額

就学支援金は、授業料相当額が支給されます。

| 課程 | 支給月額<br>（授業料月額） | 支給年額 |
|---|---|---|
| 全日制 | 9,900 円 | 118,800 円 |
| 定時制 | 2,700 円 | 32,400 円 |

### 4　支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって国から受け取り、授業料に充当します。

☞　**本人又は保護者等が直接受け取るものではありません。**

### 5　手続きについて

入学予定者の方には、入学説明会において申請方法等につきご案内します。
在校生の方で、受給をされていない方には６月頃に申請方法等につきご案内します。

**◆手続きの流れ（修業年限３年の場合）**

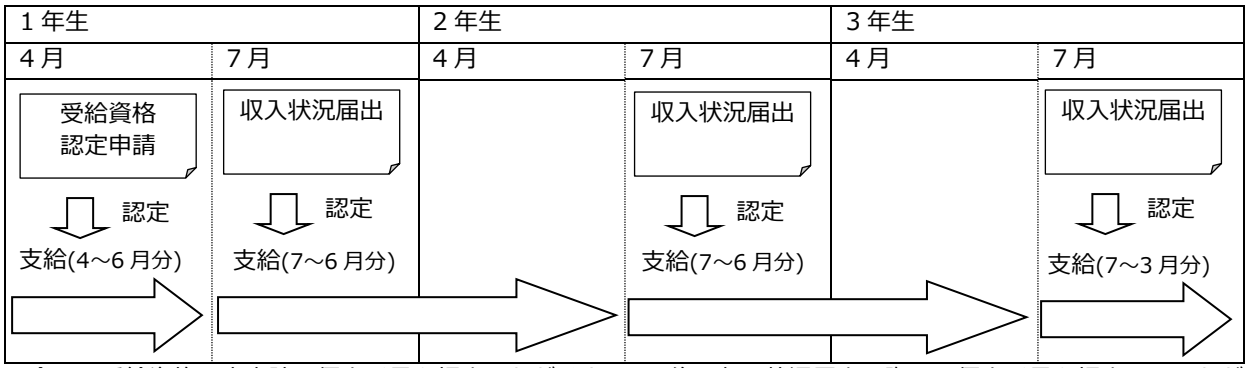


※今回の受給資格認定申請で個人番号を提出いただくと、その後の収入状況届出の際には個人番号を提出していただく必要はありません。